

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei26/index.html

足場等の墜落防止措置等の充実を 目的とする労働安全衛生規則の 改正について

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第23号。以下「改正省令」という）が平成21年3月2日に公布され、平成21年6月1日から施行されています。関係する事業者等におかれましては、改正規則に基づく措置を講じることが義務付けられています。

I . 改正の趣旨

建設業における労働災害、特に死亡災害の発生状況を見ると、図 1～3のとおり、過去5年間において、足場からの墜落により217人、このうち、交さ筋かいの下や単管手すりの下からの墜落

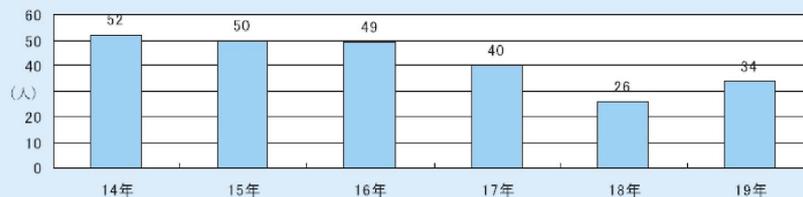


図 1 足場からの墜落による死亡者数

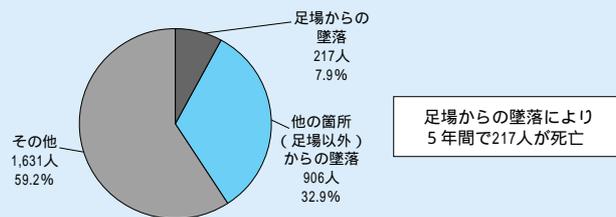


図 2 建設業における死亡災害発生状況（平成14～18年）

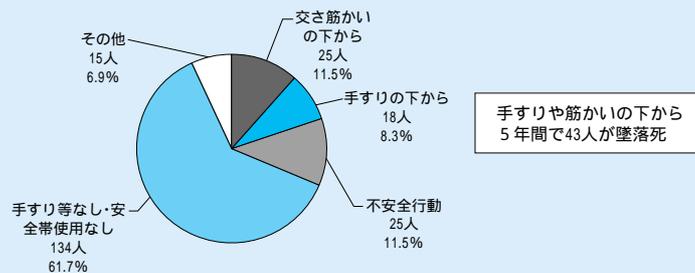


図 3 足場からの墜落による死亡災害発生状況（建設業）（平成14～18年）

により43人が死亡しています。このような墜落災害の発生状況等に鑑み、足場、架設通路および作業構台（以下「足場等」という）からの墜落および物体の落下（以下「墜落等」という）に係る労働災害防止対策の強化を図ることとし、労働安全衛生規則を改正いたしました。

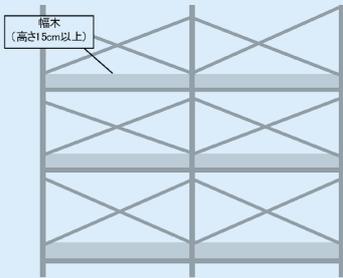
Ⅱ．改正の要点

改正の要点を以下に示します。

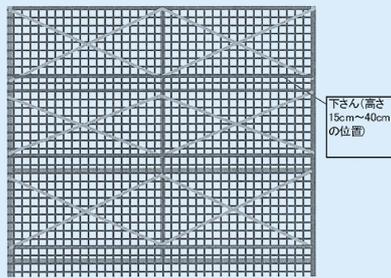
- 1 事業者は、架設通路の墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けなければならないものとしたこと。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限って臨時にこれを取りはずすことができるものとしたこと。（安衛則第552条関係）
 - (1) 高さ85センチメートル以上の手すり
 - (2) 高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中さん等」という。）
- 2 事業者は、足場（一側足場を除く。(1)において同じ。）における高さ2メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならないものとしたこと。（安衛則第563条関係）
 - (1) 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場（妻面に係る部分を除く。以下同じ。）にあってはア又はイ、わく組足場以外の足場にあってはウに掲げる設備（丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けるものとしたこと。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでないこと。
 - ア 交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下のさん若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備
 - イ 手すりわく
 - ウ 高さ85センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）及び中さん等
- (2) 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ10センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けるものとしたこと。ただし、(1)の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合において、立入区域を設定したときは、この限りでないこと。
- 3 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた2の(1)のアからウまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。（安衛則第567条関係）
- 4 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更（5において「悪天候等」という。）の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。（安衛則

- 第567条関係)
- (1) 2の(1)のアからウまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無
- (2) 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無
- 5 事業者は、悪天候等の後において足場における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。(安衛則第567条関係)
- (1) 当該点検の結果
- (2) (1)の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容
- 6 事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、4の(1)及び(2)に掲げる事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。(安衛則第568条関係)
- 7 事業者は、作業構台の高さ2メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中さん等(それぞれ丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。)を設けるものとしたこと。ただし、作業の性質手すり等及び中さん等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでないこと。(安衛則第575条の6関係)
- 8 事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。(安衛則第575条の8関係)
- 9 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更(10において「悪天候等」という。)の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。(安衛則第575条の8関係)
- 10 事業者は、悪天候等の後において作業構台における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。(安衛則第575条の8関係)
- (1) 当該点検の結果
- (2) (1)の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容
- 11 注文者は、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について次の措置を講じなければならないものとしたこと。(安衛則第655条関係)
- (1) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、4の(1)及び(2)に掲げる事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理するものとしたこと。
- (2) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において足場における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。
- ア 当該点検の結果
- イ アの結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容
- 12 注文者は、請負人の労働者に、作業構台を使

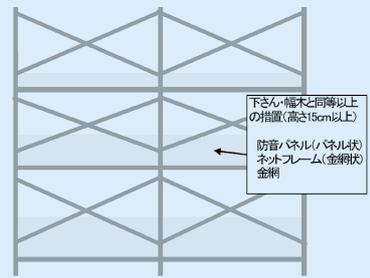
改正後 措置例1
交さ筋かい+幅木(高さ15cm以上)



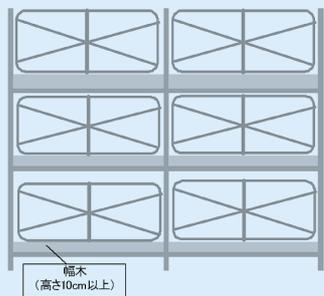
改正後 措置例2
交さ筋かい+下さん(高さ15~40cmの位置)+メッシュシート



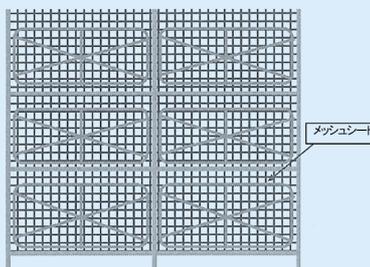
改正後 措置例3
交さ筋かい+下さん・幅木と同等以上の措置(高さ15cm以上)



改正後 措置例4
手すりわく+幅木(高さ10cm以上)



改正後 措置例5
手すりわく+メッシュシート



改正後 措置例6
手すりわく+幅木と同等以上の措置(高さ10cm以上)

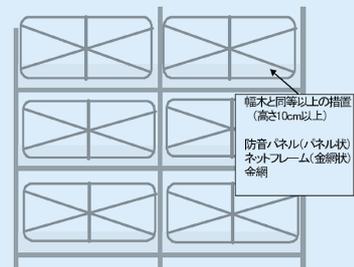
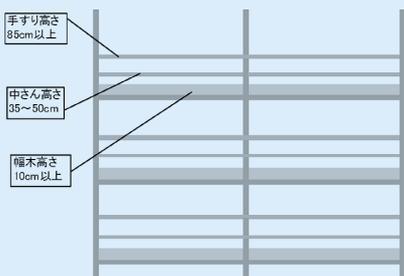
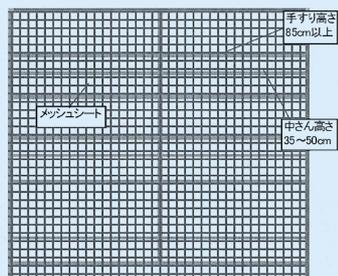


図 4 労働者の墜落防止及び物体の落下防止のための措置を講じた例(わく組足場)

改正後 措置例1
手すり(高さ85cm以上の位置)
+中さん(高さ35~50cmの位置)
+幅木(高さ10cm以上)



改正後 措置例2
手すり(高さ85cm以上の位置)
+中さん(高さ35~50cmの位置)
+メッシュシート



改正後 措置例3
手すり(高さ85cm以上の位置)
+中さんと同等以上の措置
(高さ35cm以上)

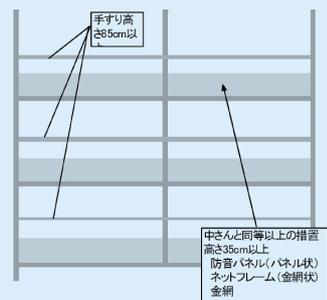


図 5 労働者の墜落防止及び物体の落下防止のための措置を講じた例(わく組足場以外の足場)

用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならないものとしたこと。

(安衛則第655条の2 関係)

- (1) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、作業構台における作業を開始する前に、手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、

危険のおそれがあるときは、速やかに修理するものとしたこと。

- (2) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において作業構台における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければ

ならないものとしたこと。

ア 当該点検の結果

イ アの結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

Ⅲ．主な留意事項等

改正に関する主な留意事項等は、次のとおりです。

1 安衛則第552条関係

(1) 第4号の「丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る」とは、繊維ロープ等可撓性の材料で構成されるものについては認めない趣旨であること。

(2) 第4号ただし書の場合において、作業の必要上臨時に同号イ又は口に掲げる設備を取りはずしたときは、当該作業の終了後直ちに元の状態に戻しておかなければならないこと。

(3) 第4号イ及び口の「高さ」とは、架設通路面から手すり又はさんの上縁までの距離をいうものであること。

(4) 第4号口の「さん」とは、労働者の墜落防止のために、架設通路面と手すりの中間部に手すりと平行に設置される棒状の丈夫な部材をいうものであること。

(5) 第4号口の「これと同等以上の機能を有する設備」には、次に掲げるものがあること。

ア 高さ35センチメートル以上の幅木

イ 高さ35センチメートル以上の防音パネル（パネル状）

ウ 高さ35センチメートル以上のネットフレーム（金網状）

エ 高さ35センチメートル以上の金網

オ 架設通路面と手すりの間において、労働者の墜落防止のために有効となるようにX字型に配置された2本の斜材

2 安衛則第563条関係

(1) 第1項第3号の「丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る」とは、繊維ロープ等可撓性の材料で構成されるものについては認めない趣旨であること。

(2) 第1項第3号のただし書の場合において、作業の必要上臨時に同号イから八までに掲げる設備を取りはずしたときは、当該作業の終了後直ちに元の状態に戻しておかなければならないこと。

(3) 第1項第3号の「わく組足場（妻面に係る部分を除く。以下この号において同じ。）」とは、わく組足場のうち、妻面を除いた部分を対象とする趣旨であり、わく組足場の妻面に係る部分については、「わく組足場以外の足場」として、同号八の措置を講じなければならないこと。

(4) 第1項第3号イの「高さ」とは、作業床からさんの上縁までの距離をいうものであること。

(5) 第1項第3号イの「さん」とは、労働者の墜落防止のために、交さ筋かいの下部のすき間に水平に設置される棒状の丈夫な部材をいうものであること。

(6) 第1項第3号イ及び第6号の「幅木」とは、つま先板ともいい、物体の落下及び足の踏みはずしを防止するために作業床の外縁に取り付ける木製又は金属製の板をいうものであること。

(7) 第1項第3号イの「これらと同等以上の機能を有する設備」には、次に掲げるものがあること。

ア 高さ15センチメートル以上の防音パネル（パネル状）

イ 高さ15センチメートル以上のネットフレーム（金網状）

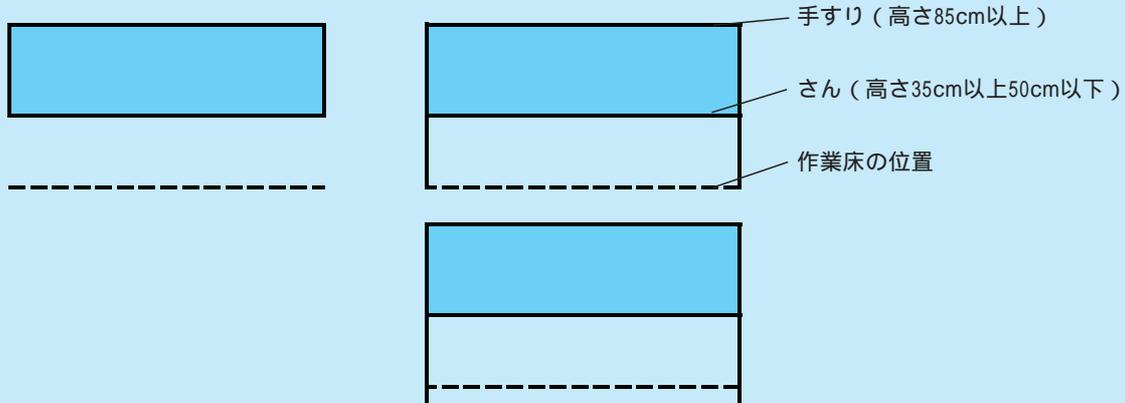
ウ 高さ15センチメートル以上の金網

(8) 第1項第3号口の「手すりわく」とは、作業床から高さ85センチメートル以上の位置に

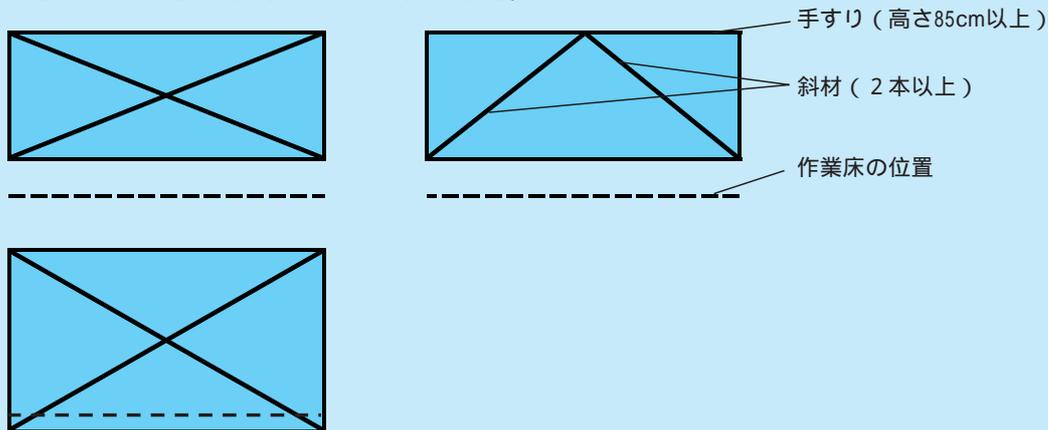
(別図)

手すりわくの例示 (の 2 の(8)関係)

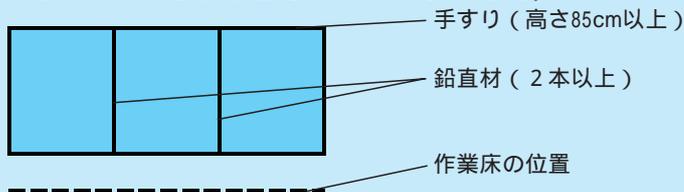
- (1) 手すり及び労働者の墜落防止のために有効な水平材を有する設備
 (作業床から高さ85センチメートル以上の位置に手すりがあり、かつ、高さ35センチメートル以上50センチメートル以下の位置に水平に設置されたさんを有する設備)



- (2) 手すり及び労働者の墜落防止のために有効な斜材を2本以上有する設備
 (作業床から高さ85センチメートル以上の位置に手すりがあり、かつ、作業床と手すりの間に労働者の墜落防止のために有効な斜材を2本以上有する設備)



- (3) 手すり及び労働者の墜落防止のために有効な鉛直材を2本以上有する設備
 (作業床から高さ85センチメートル以上の位置に手すりがあり、かつ、作業床と手すりの間に労働者の墜落防止のために有効な鉛直材を2本以上有する設備)



設置された手すり及び作業床から高さ35センチメートル以上50センチメートル以下の位置等に水平、鉛直又は斜めに設置されたさんより構成されたわく状の丈夫な側面防護設備であって、十分な墜落防止の機能を有するものをいうものであること。

なお、手すりわくについては、別図に示すものがあること。

(9) 第1項第3号八の「高さ」とは、作業床から手すりの上縁までの距離をいうものであること。

(10) 第1項第3号八の「これと同等以上の機能を有する設備」とは、次に掲げるものがあること。

ア 高さ85センチメートル以上の防音パネル (パネル状)

イ 高さ85センチメートル以上のネットフレーム（金網状）

ウ 高さ85センチメートル以上の金網

(11) 第1項第6号の「メッシュシート」とは、足場等の外側構面に設け、物体が当該構面から落下することを防止するために用いる網状のシートをいい、作業床と垂直方向に設けるものであること。

(12) 第1項第6号の「これらと同等以上の機能を有する設備」には、次に掲げるものがあること。

ア 高さ10センチメートル以上の防音パネル（パネル状）

イ 高さ10センチメートル以上のネットフレーム（金網状）

ウ 高さ10センチメートル以上の金網

(13) 第1項第6号のただし書の場合において、作業の必要上臨時に幅木等を取りはずしたときは、当該作業の終了後直ちに元の状態に戻しておかなければならないこと。

3 安衛則第567条関係

第3項の「足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間」とは、それぞれの事業者が請け負った仕事を終了するまでの間であって、元方事業者にあつては、当該事業場におけるすべての工事が終了するまでの間をいうものであること。

4 安衛則第575条の6 関係

(1) 第4号の「丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る」とは、繊維ロープ等可撓性の材料で構成されるものについては認めない趣旨であること。

(2) 第4号のただし書の場合において、作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等を取りはずしたときは、当該作業の終了後直ちに元の状態に戻しておかなければならないこと。

5 安衛則第575条の8 関係

第3項の「作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間」とは、それぞれの事業者が請け負った仕事を終了するまでの間であつて、元方事業者にあつては、当該事業場におけるすべての工事が終了するまでの間をいうものであること。

6 安衛則第655条関係

第2項の「足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間」とは、注文者（元方事業者）が請け負ったすべての仕事が終了するまでの間をいうものであること。

7 安衛則第655条の2 関係

第2項の「作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間」とは、注文者（元方事業者）が請け負ったすべての仕事が終了するまでの間をいうものであること。

IV. その他

1 改正省令は、平成21年6月1日から施行されています。

2 厚生労働省では、改正省令に併せて、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（平成21年4月24日付け基発第0424001号）および「足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について」（平成21年4月24日付け基安発第0424003号）を発出し、足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策を推進しています。

改正省令について、さらに詳しく知りたい場合は、厚生労働省ホームページ（「労働安全衛生規則（足場等関係）が改正されました（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei26/index.html>））」をご覧ください。お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。